

広島県情報公開・個人情報保護審査会答申（諮問（情）第130号）

第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 開示の請求

異議申立人は、平成16年1月7日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、「砂防指定地内河川の郷川の護岸のうち、次の護岸が砂防法施行規程（S38年改正）第2条の2に掲げる天然の河岸（砂防指定地内に存する普通河川に係る天然の河岸）に該当するか否かを記載した文書を開示請求の対象とします。なお、開示請求の対象とする護岸は、郷川の浜川橋りょう付近の上流左岸部分で、1m程度のコンクリート護岸の上部が自然土のまま放置されている、当該自然土の部分とします。」の開示を請求（以下「本件請求」という。）した。

2 本件請求に対する決定

実施機関は本件請求に対し、本件請求に係る行政文書の不存在を理由とする行政文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成16年1月21日付けで異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成16年1月26日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、全部開示を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成16年1月21日付け東広建竹第320号による行政文書不存在通知は、砂防指定地内河川である郷川の護岸のうち、浜川橋りょう付近の上流左岸部分で、1メートル程度のコンクリート護岸の上部が自然土のまま放置されている部分が砂防法施行規程（明治30年勅令第382号）第2条の2に規定されている天然の河岸（砂防指定地内に存する普通河川に係る天然の河岸）に該当するか否かを記載した文書がないとの回答であるが、砂防河川を管理する上で、護岸の形状は重要な項目であることから、当然に存在する文書を隠匿している疑義がある。

- (2) 該当する文書がないということは、砂防指定地内河川である郷川の護岸が、昔からの自然土のままで放置されていても、砂防河川の管理においては全く危険性がないことを広島県が表明しているものと解釈せざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件処分を行った理由については、おおむね次のとおりである。

1 天然の河岸について

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号。以下「法」という。）第3条の2では、法に規定された事項で砂防設備に関するものは、砂防指定地内に存在する「天然ノ河岸ニシテ災害ニ因リ治水上砂防ノ為復旧ヲ必要トスルモノ（著シキ欠壊又ハ埋没ニ係ルモノニ限ル）ニ準用ス」とされている。また、砂防法施行規程第2条の2では、天然の河岸とは、「河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項ノ河川以外ノ河川ニ係ル天然ノ河岸トス」とされている。そして、砂防法の一部を改正する法律等の施行について（昭和38年9月9日付け発河第162号建設事務次官通達）では、天然の河岸とは、護岸、水制等人工的施設が設けられていない河岸をいうものとされている。
- (2) これらの規定の趣旨は、砂防指定地内に存する普通河川（市町長が管理を行っている。）に係る天然の河岸が、災害により著しく欠壊し、又は埋没し、治水上砂防のため復旧を必要とする場合には、知事が砂防設備に準じて当該天然の河岸の維持管理及び災害復旧工事を行う義務を負うこととしたことである。このように、法が準用される天然の河岸とは、災害により著しく欠壊し、又は埋没したため、砂防設備を設置する等治水上砂防のため復旧する必要がある場合における当該天然の河岸をいうものである。

2 本件処分について

- (1) まず、法第11条の2では、都道府県知事は、国土交通省令の定めるところにより砂防の台帳を調製しこれを保管することとされている。この規定を受け、砂防指定地台帳等整備規則（昭和36年建設省令第7号）では、砂防設備台帳は、河川別に調製し、砂防指定地に指定された年月日、砂防設備の位置、種類、構造及び数量を記載することとされているが、法が準用される天然の河岸であるか否かを記載することとはされていない。
- (2) 次に、前述したように、法が準用される天然の河岸とは、砂防指定地内に存する普通河川に係る天然の河岸が災害により著しく決壊し、又は埋没したため、知事が砂防設備を設置する等治水上砂防のため復旧を必要とする場合における当該天然の河岸をいうものであり、砂防設備の適正な管理を目的として作成される砂防設備台帳に記載されるべき事項のものではない。したがって、異議申立人が開示を求めている文書については作成又は取得していない。
- (3) 以上のことから、条例第2条第2項に規定する行政文書として、異議申立ての趣旨に合致するものは存在しないため、開示することはできないとした本件処分は妥当である。

第5 審査会の判断

1 本件請求について

本件請求は、郷川の浜川橋りょう付近の上流左岸部分（以下「当該区間」という。）で、1メートル程度のコンクリート護岸（以下「コンクリート護岸」という。）の上部が自然土のまま放置されている部分（以下「自然土の部分」という。）が、砂防法施行規程第2条の2に規定する天然の河岸に該当するか否かを記載した文書の開示を求めたものであり、実施機関はこれを作成又は取得していないため、不存在としたものである。

2 本件処分の妥当性について

(1) 異議申立人は、「砂防河川を管理する上で、護岸の形状は重要な項目であることから、当然に存在する文書を隠匿している疑義がある」と主張する。

これに対し実施機関は、「法が準用される天然の河岸とは、砂防指定地内に存する普通河川に係る天然の河岸をいうものであり、砂防設備の適正な管理を目的として作成される砂防設備台帳に記載されるべき事項のものではない」ことから、本件請求に係る行政文書は存在しないと説明する。

(2) 砂防河川の護岸の個別の箇所の形状や構造等について記載した行政文書としては、砂防設備台帳が考えられる。

(3) 当審査会において、当該区間の砂防設備台帳を見分したところ、当該区間の護岸の構造は「コンクリート」と記載されていたが、個別の箇所が砂防法施行規程第2条の2に規定する天然の河岸に該当するか否かを記載する欄はなく、また、当該区間に同条に規定する天然の河岸が「ある」とも「ない」とも記載されていなかった。

(4) 仮に、実施機関が、コンクリート護岸と自然土の部分を分離せず一体の護岸として、その構造を砂防設備台帳において「コンクリート」と整理しているとすれば、自然土の部分のみを切り離して、その部分が砂防法施行規程第2条の2に規定する天然の河岸に該当するか否かを判断する必要はないと認められる。また、仮に、実施機関が、コンクリート護岸のみの構造として、砂防設備台帳において「コンクリート」と整理しているとすれば、砂防設備台帳には自然土の部分については何ら記載されていないということになる。いずれにしても(3)の「コンクリート」との記載は、自然土の部分が砂防法施行規程第2条の2に規定する天然の河岸に該当するか否かを明らかにしたものと認められないため、実施機関が本件請求に係る対象文書は存在しないとしたこと、不自然ではない。

(5) したがって、本件請求に係る行政文書を保有していないとする実施機関の判断は妥当である。

3 結論

よって、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
16. 3. 10	・ 諮問を受けた。
17. 11. 30	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
21. 11. 5	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
22. 3. 31	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
23. 9. 29	・ 異議申立人から意見書を収受した。
23. 10. 7	・ 実施機関に意見書の写しを送付した。
26. 2. 27 (平成 25 年度第 11 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 4. 17 (平成 26 年度第 1 回)	・ 諮問の審議を行った。
26. 5. 29 (平成 26 年度第 2 回)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

荒 井 秀 則	弁護士
中 坂 恵美子	広島大学大学院教授
横 藤 田 誠 （ 部 会 長 ）	広島大学大学院教授